

第50号議案

「チアダンス無料体験会」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年10月22日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

## 別記様式第1号（第6条関係）

## 文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2024/9/5

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会

住所（所在地） 川崎市麻生区はるひ野4丁目20番1-610号

代表者名 (ふりがな) かみや やすひろ

神谷 康弘

代表者連絡先 (事務担当者) 080-3446-6543(市川愛)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、  
申請します。

記

事業名	チアダンス無料体験会		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	たくさんのお子様に周知をする為		
実施期間	2024年 11月12日・19日・26日 ( 3日間)		
実施場所	Studio With The Heart (文京区関口1-15-1)		
事業内容	目的 ※	子どもたちが家に籠りがちなこの季節に、運動不足解消及びチアダンスを通して仲間と一緒に音楽に合わせて身体を動かす楽しさを知ってもらう。	
	内容	チアダンスを通してみんなで身体を動かす(準備運動、バランスゲーム、ダンス練習・披露等)	
	対象者	年少～小学6年生	(参加予定人員 40人)
	参加費	無料	
他団体の 共催、 後援等	協力 ユニバースチアダンススクール(指導員派遣)		
備 考	申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない		

\* 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

## 事業計畫

目的	子どもたちが家に籠りがちなこの季節に、運動不足解消及び
	チアダンスを通して仲間と共に音楽に合わせて身体を動かす楽しさ
	を知ってもらう
実施場所	Studio With The Heart(文京区関口1-15-1)
日 時	11月12日・19日・26日 (16時半～18時45分)
参加人員	40名程度(最大81名)
実施内容	チアダンスを通してみんなで身体を動かす。
	準備運動・バランスゲーム・ダンス練習・ダンス披露等

事業予算書

事業名 チアダンス無料体験会

団体名 特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会

収入 単位：円	支出 単位：円
団体負担金 46,642円	チラシ代 19,800円 施設代 24,842円 派遣指導員交通費 2,000円
計 46,642円	計 46,642円

年　月　日

(備考)

# 特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域の子どもと教育団体に対してチアダンスを中心としたスポーツ体験教育等に関する事業を行い、スポーツ体験教育の普及及び子どもの健全育成を図ることを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スポーツ教室の運営事業
- (2) スポーツイベントの企画及び運営事業
- (3) スポーツ指導員の養成及び派遣事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるとときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもつて表決することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度、理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものと除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	神谷康弘
副理事長	清水佳奈
理事	浅田亨
監事	新海修

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 0円
  - (2) 年会費 0円

役員名簿				
特定非営利活動法人の名称		特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会		
役名	氏名		報酬の有無	備考
理事	神谷 康弘		無	理事長
理事	清水 佳奈		無	副理事長
理事	浅田 亨		無	
監事	新海 修		無	

## 令和5年度 活動実績

過去のイベントに関しても、今回行うイベント内容と全て同じ内容で行っています。

11月・ルキナ仙川アネックス(仙川駅)

(参加者：子ども35名 保護者20名)

12月・ムーンプレイスレンタルスタジオ(蔵前駅)

(参加者：子ども25名 保護者28名)

・Groovy ダンス＆ヨガ(成増駅) IMP STUDIO(中野駅)

(参加者：子ども32名 保護者40名)

1月・小林恭バレエ団 王子スタジオ(王子駅)

(参加者：子ども40名 保護者40名)

・STUDIOFLAG 高田馬場(高田馬場駅)

(参加者：子ども21名 保護者25名)

3月・スタジオエイズムーン(井荻駅)

(参加者：子ども45名 保護者40名)

・studio With the heart(江戸川橋駅)

(参加者：子ども38名 保護者46名)

・白猫屋 経堂(経堂駅)

(参加者：子ども28名 保護者35名)

# チア



# チア

はじめてのお子様  
大歓迎!!



# 無料体験会

開催日 7/12 (金)

7/19 (金)

7/26 (金)

\*各日程ともそれぞれ時間は16:45~、17:55~の2枠になります

対象

- ① 年中～小学1年生
- ② 小学2年生～小学6年生

定員

- ① 年中～小学1年生：12名
- ② 小学2年生～小学6年生：15名

お申し込み方法

QRよりLINE友だち登録をしていただき  
無料体験申し込み欄よりご予約お願いします。

\*当日は保護者同伴が必須となります。

[主催]NPO法人子どもスポーツ体験協会 [後援]北区教育委員会 [協力]ユニバースチアダンススクール

## 各日体験時間枠

- ① 16:45～17:45 (年中～小学1年生)
- ② 17:55～18:55 (小学2年生～小学6年生)

## 会場

会場はコチラ！



王子スタジオ  
kobayashi kyo  
東京都北区岸町1-6-19

お申し込みは  
コチラ





# チアダンス 無料体験会

CHEER

ENJOY  
CHEER

UNIVERSE  
CHEER DANCE  
SCHOOL

ユニバースチアダンススクールの先生が  
指導いたします！

アーチが初めてでも大丈夫！ CHEER



開催日

7/29(月) 8/5(月) 8/19(月)

時間

- 1 16:30~17:30 (年少～小学1年生)
- 2 17:45~18:45 (小学2年生～小学6年生)

\*各日程ともそれぞれ時間は16:30～、17:45～の2枠になります

対象

- 1 年少～小学1年生
- 2 小学2年生～小学6年生

定員

年少～小学1年生：12名

小学2年生～小学6年生：15名

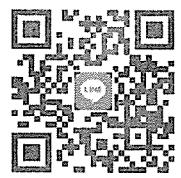
スタジオ白猫屋  
経堂R店

会場はコチラ！



東京都世田谷区経堂  
1-11-13長島ビル3F

お申し込みは  
チラ



お申し込み方法 QRよりLINE友だち登録をしていただき  
無料体験申し込み欄よりご予約お願いします。

\*当日は保護者同伴が必須となります。

[主催]NPO法人子どもスポーツ体験協会 [後援]世田谷区教育委員会 [協力]ユニバースチアダンススクール

2024/9/16

確認書

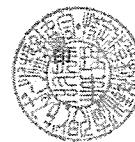
文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 川崎市麻生区はるひ野4-20-1-610

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会

代表者名

神谷 康弘



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会  
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為  
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を  
取消されることを了解しています。